

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとして、原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、放送関連の会社で管理監督業務を行っていたが、事業場内の床でうつ伏せになって寝ていたところを同僚に発見され、様子に異常があったことから、〇〇病院を受診し「脳出血（左被殻出血）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。その後、入院加療を続け、現在もリハビリ治療を行っている。

請求人は本件疾病は業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

長年、休日のほとんどない連続勤務で、時間外労働が毎月180時間を超す異常な長時間労働を強いられた結果、脳出血を発症したものであり、業務上の疾病であることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人が罹患した疾病は、「脳出血（左被殻出血）」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務に就労したとは認められない。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人が罹患した疾病は「脳出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。

エ 発症前おおむね6か月間の業務の過重性について、監督署長が推定した労働時間を、請求人が提出したメール記録を参考に修正すると、発症前4か月間ないし6か月間において、1か月当たり80時間を超える時間外労働が認められることから、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務があったと認められる。

オ 請求人の労働時間は自己管理に委ねられており、意図的に深夜業務を行っていたことが窺われるものの、深夜における業務が頻繁に見受けられる就労態様であったことは明らかである。

カ 医員協議会は、上記アからオを踏まえ、請求人に発症した脳出血は、基礎疾患である高血圧症がその一因となっていることは否定できないが、業務による過重負荷が基礎疾患を自然的経過を超えて増悪させ、発症に至ったと判断されるとしている。

(2) 結論

以上から、本件疾病について業務との相当因果関係が認められ、本件疾病は業務上の事由により発症したものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。